

市税等の滞納処分により差し押された不動産の公売を実施します

横浜市（区役所）において、差し押された次の財産（不動産）について、期間入札による売却（公売）を行います

<公売物件数>

	区分所有建物	土地付建物	土地	合計
各区税務課	2	2	1	5

1 入札期間

令和8年2月6日（金）から令和8年2月18日（水）

2 入札場所

横浜市西区税務課、保土ヶ谷区税務課、旭区税務課、港北区税務課
※売却区分番号に該当する区役所税務課

3 公売参加にあたっての注意事項

不動産公売への参加に際しては、あらかじめ公売不動産の状況や注意事項を確認し、検討した上で入札してください。詳しい内容については、別紙「横浜市不動産公売の御案内」を御覧ください。

4 お問合せ先

詳細につきましては、電話又は電子メールによりお問い合わせください。

電話番号：045-671-2256（財政局徴収対策課）

メールアドレス：za-koubai@city.yokohama.lg.jp

横浜市ホームページなどでも情報を掲載するほか、入札を希望される方向けに、公売手続や公売財産の詳細などを記載した『横浜市不動産公売広報』及び『横浜市不動産公売の御案内』を全区役所税務課に備え付けます。

お問合せ先

財政局徴収対策課長 田野井 敏行 Tel 045-671-2369



GREEN x EXPO 2027
YOKOHAMA JAPAN

2027年国際園芸博覧会 2027年3月～9月 横浜・上瀬谷



横浜市不動産公売（期間入札）の御案内

別紙

横浜市役所は、市税の滞納処分により差し押された次の財産（不動産）について入札による売却（公売）を行います。

公売財産の購入を希望される方は、注意事項をお読みのうえ、入札に御参加ください。公売に参加される場合は、あらかじめ担当区役所の掲示板などに掲示してある『公売公告兼見積価額公告』を御覧いただき、担当部署で物件の説明をお受けください。

公売手続や公売財産の詳細などを記載した『横浜市不動産公売広報』を各区役所税務課に備え付けてありますので、御利用ください。（『横浜市不動産公売広報』は御希望の方に配布しています。）

また、令和8年1月13日（火）から「ホームページ等」欄に記載のインターネット上のホームページでも物件情報を御覧になれます。

●横浜市（税務課）の公売財産：「西-1」、「保-1、2、3」、「旭-1」、「港北-1」、「港北-2」

公売日時及び会場等

入札場所 ※入札書提出先	売却区分番号に該当する区役所税務課
入札期間日時	令和8年2月6日（金）～令和8年2月18日（水）
公売保証金納付期限	令和8年2月18日（水）午後5時00分
開札日時・場所	令和8年2月24日（火）午後2時00分 横浜市役所 18階会議室 なみき2～5
売却決定日時	令和8年3月16日（月）午前11時00分
買受代金納付期限	令和8年3月16日（月）午前11時30分
売却決定及び 買受代金納付会場	横浜市役所 18階会議室 なみき2～5
所在地	横浜市中区本町6丁目50番地の10

会場案内図



交通

JR「桜木町駅」
新南口から徒歩約3分
横浜市営地下鉄ブルーライン「桜木町駅」
1口から徒歩約3分
みなとみらい線「馬車道駅」
1C出入口直結

不動産公売（入札）への参加にあたっての注意事項

◆不動産公売とは

今回の不動産公売は、市税等の滞納処分として横浜市が差し押された不動産を法律の規定により、売却して市税等にあてるものです。

公正を期すため、競争入札により売却します。

◆入札のあらまし

・入札に参加できる方

満納者及び法律の規定により公売の参加を制限された方は、直接、間接を問わず入札に参加できません。これらに該当しない方はどなたでも入札に参加できます。

・入札期間 及び入札の方法

入札は所定の会場で、令和8年2月6日（金）から令和8年2月18日（水）までの間に、入札書を売却区分番号に該当する区役所に郵送等の方法により行います。

・陳述書の提出

法律の規定により、暴力団員等に該当しないことの陳述書を提出していただく必要があります。なお、宅地建物取引業又は債権管理回収業の事業者の方は、その許認可等を受けたことを証明する文書（宅地建物取引業の免許証又は債権管理回収業の許可証）の写しを陳述書と共に提出してください。

・公売保証金

入札に先立って、必ず公売保証金を売却区分番号ごとに担当区役所の指定する口座へ振り込んでください。（振込先はお問い合わせいただいた際にお伝えします。）振込手数料は入札者の負担になります。

・入札

入札は、所定の入札書により行います。入札書を担当区役所窓口又はHP上で入手していただき、入札期間内に担当区役所へ提出してください。入札書は必ず「入札書提出用封筒（内封筒）」に封入してください。

・開札及び最高価申込者の決定

開札は所定の時間に入札者の面前で行います。入札価額が見積価額以上で、かつ最高の価額である入札者に対して最高価申込者の決定を行います。

・代金の納付及び権利移転

最高価申込者となった方は、令和8年3月16日（月）までに買受代金の残額を一括して納付していただきます。なお、権利移転の登記手続は、必要な費用を別途負担していただき、横浜市が行います。

・財産の引渡し

買い受けた財産の前所有者あるいはその財産を使用している第三者などに、その財産の明渡しを求める場合等は、買受人がその手続きを行うことがあります。話し合いがつかないときは、民事訴訟によらなければならぬことがあります。

各物件連絡先一覧

税務課

西-1	045-320-8368	港北-1	045-540-2292
保-1、2、3	045-334-6272	港北-2	045-540-2300
旭-1	045-954-6074		

ホームページ等

◆税務課（横浜市 市税のページ）

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/koseki-zei-hoken/zeikin/nouzei-soudan/koubai.html>

◆アットホームのホームページ

[\(https://www.athome.co.jp/→「官公庁物件」→「国・自治体等から探す」→神奈川県→横浜市（税務課）を選択\)](https://www.athome.co.jp/)

※御不明な点は各担当部署までお問い合わせください。

※事情により一部公売を中止する場合があります。入札の際には必ず御確認ください。

発行／横浜市財政局主税部徴収対策課
TEL 045(671)2256/FAX 045(641)2775

令和8年1月発行

公 売 財 産 一 覧 (種 別)

◆区分所有建物

担当部署 (売却区分番号)	最寄駅	バス・歩 (分)	所在地	見積価額	公売保証金	専有面積 (m ²)	種類	備考
				(万円)	(万円)			
西区税務課 (西-1)	市営地下鉄 ブルーライン 三ツ沢上町駅	-・19	横浜市西区宮ヶ谷25番地2	1,020	110	54.60	「三ツ沢ハイタウン1号棟」 家屋番号:宮ヶ谷 25番2の131 建物の名称:1-1003 令和7年11月現在、所有者が居宅として使用している。未納管理費等有。	居宅
港北区税務課 (港北-1)	東急東横線 綱島駅	-・11	横浜市港北区綱島上町字三歩野1番地1	6,430	650	124.69	「グリーンサラウンドシティ四番街」 家屋番号:綱島上町1番1の4の1113 建物の名称:1113 令和7年11月現在、所有者及びその家族が居宅、事業所として使用している。未納管理費等有。	居宅

◆土地付建物

担当部署 (売却区分番号)	最寄駅	バス・歩 (分)	所在地	見積価額	公売保証金	土地面積 (m ²)	床面積(m ²)	備考
				(万円)	(万円)			
旭区税務課 (旭-1)	相模鉄道本線 二俣川駅	-・13	横浜市旭区本村町66番地1	4,290	430	537.5	159.05	南側から南東側にて幅員約3.5～5.2mの舗装市道に約24m、東側にて幅員約3.4～4.5mの一部階段状の舗装市道に約29m接道する。間口は約24メートル、奥行約29メートルのほぼ台形の角地であり、北側の一部崖状部分を除き平坦である。令和7年11月現在、所有者が居宅として使用している。
						宅地	居宅	
保土ヶ谷区税務課 (保-1、2、3)	相模鉄道本線 上星川駅	-・7	横浜市保土ヶ谷区仏向町字前耕地203番地1	706	72	234	164.97	南側にて幅員約4.0mの未舗装私道にはば高に約28m、東側にて幅員約2.7mの未舗装市道にはば等高に約28m接道する。間口は約18m、奥行約28mの角地である。敷地上には、様々なな造作物等があるが、詳細は不明である。令和7年11月現在、第三者が使用している。
						畠	事務所 外	

◆土地のみ

担当部署 (売却区分番号)	最寄駅	バス・歩 (分)	所在地	見積価額	公売保証金	土地面積 (m ²)	地目	備考
				(万円)	(万円)			
港北区税務課 (港北-2)	市営地下鉄 グリーンライン 高田駅	-・7	①横浜市港北区高田東二丁目1441番4 ②横浜市港北区高田東二丁目1434番2 ③横浜市港北区高田東二丁目1430番	4,740	480	①247.93 ② 95.86 ③ 52.89 ①宅地 ②宅地 ③宅地		南側にて幅員約8.5mの舗装市道に約3.6m接する中間画地である。間口は約3.8m、奥行約52mの袋地の形状をしている。北方は急激な崖地となっており、北側一部が土砂災害警戒区域(急傾斜地の崩壊)に指定されている。雑草が繁茂しており、境界が判然としない。

※未納管理費等、敷地内の残置物等についての詳細は「公売公告兼見積価額公告別紙」を参照してください。財産の状況、図面等は現況と異なる場合がありますが、現状有姿による引渡しになります。また、公売財産に財産の種類又は品質に関する不適合があつても、横浜市は、担保責任を負いません。